

平成 21 年度

甲州市健全化判断比率審査意見書
及び資金不足比率審査意見書

甲州市監査委員

甲州監第13号
平成22年8月18日

甲州市長 田辺 篤 様

甲州市監査委員 平山尋文

甲州市監査委員 田邊民男

平成21年度甲州市健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条
第1項の規定により審査に付された、平成21年度甲州市健全化判断比
率及び資金不足比率の書類の審査結果について、次のとおり意見を提出
する。

平成 21 年度 甲州市健全化判断比率審査意見

1 審査対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査期間

平成 22 年 8 月 6 日から平成 22 年 8 月 18 日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率の審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、昨年度は実質公債費比率が地方債の発行について許可から協議に移行できる 18% を下回ったが、今年度は将来負担比率もあわせて、更に比率が下がっており、全庁を挙げて財政健全化に取り組んだ成果であり、大いに評価できる結果である。

記

(単位 : %)

健全化判断比率	平成 21 年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	13.33
②連結実質赤字比率	—	18.33
③実質公債費比率	16.6	25.0
④将来負担比率	161.8	350.0

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」が記載される。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成 21 年度の実質赤字比率は、実質赤字額がないので健全な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率について

平成 21 年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないので健全な状態にあると認められる。

③実質公債費比率について

平成 21 年度の実質公債費比率（決算年度を含めた前 3 箇年度平均）は 16.6% となっており、早期健全化基準の 25.0% と比較すると 8.4% 下回る比率となり、健全な状態にあると認められる。

④将来負担比率について

平成 21 年度の将来負担比率は 161.8% となっており、早期健全化基準の 350.0% と比較すると 188.2% 下回る比率となり、健全な状態にあると認めら

れる。

- (3) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

平成 21 年度 甲州市資金不足比率審査意見

1 審査対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した次の会計の書類

水道事業会計

勝沼ぶどうの丘事業会計

勝沼病院事業会計

下水道事業特別会計

簡易水道事業特別会計

2 審査期間

平成 22 年 8 月 6 日から平成 22 年 8 月 18 日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位 : %)

会計の名称	平成 21 年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
勝沼ぶどうの丘事業会計	—	20.0
勝沼病院事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」が記載される。

(2) 資金不足比率について

いずれの会計も資金不足額はなく、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。